北海道

令和6年度（2024 年度）

食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告

令和7年（2025 年）6月

北　　海　　道

はじめに

食は、私たちの「いのち」と「くらし」を支える源であり、この食の安全を確保することは、健康で豊かな社会生活を実現する上で不可欠なものです。

一方、近年では気候変動の進行による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作、ロシアのウクライナ侵略による食料安全保障リスクの増大など、食をめぐる様々な情勢の変化が進んでいるほか、依然として食中毒事件や食品の不適正表示、食品への異物混入といった食の安全・安心を脅かす事案が発生しています。

このような中、我が国の食料供給地域である本道においては、食料を安定的に確保するため、生産者や食品事業者が安全で安心な食品の生産、供給に努めることはもとより、消費者の方々が自ら食に対する理解を深めるとともに、消費者と生産者、食品事業者の各々が食に関する信頼関係を築いていくことが、これまで以上に求められております。

このため、道では、平成 17 年（2005 年）３月に道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする「北海道食の安全・安心条例」を制定するとともに、本条例に基づき、令和６年（2024 年）３月には、令和６～10 年度（2024～2028 年度）の５年間を計画期間とする「第５次北海道食の安全・安心基本計画」を策定しました。

このたび、本計画に掲げる施策ごとの目標の達成に向け、道民との協働を基本とし、社会情勢の変化に目を配りながら、食の安全・安心に関する各種施策の総合的かつ計画的な推進に取り組みましたので、本紙にてご報告いたします。

※ この報告書は、道が令和６年度（2024 年度）に食の安全・安心に関して講じた施策等について、本条例第８条の規定に基づき、報告を行うものです。

目　　次

第１　食の安全・安心のための基本的施策の推進

１　情報の提供　・・・